

表5 Tehip-Tilla のアーカイヴに保存された、女性による養子縁組に関する文書

文書番号	養い親	土地	対価
JEN 31 ⁷⁰⁾	Šumuhdu (Arku の妻) と Unap-Teššub (Arku の息子)	耕地 (「大きな単位」で測って) 2 ANŠE (3.6ha 以上?)	大麦 6 ANŠE (504 l.)
JEN 57 ⁷¹⁾	Šwalarni (Šennaya の娘)	耕地 1 ANŠE 2 GIŠ.APIN (2.16ha)	大麦 7 ANŠE 5 SILA ₃ [?] (592.2 l.)
JEN 197 ⁷²⁾	ŠAštameri (Arta-šenni の娘)	2 ANŠE de champ (3.6ha)	大麦 7 ANŠE (588 l.)
JEN 722	ŠPuhu-menni (Hana[…]の娘), Šešwika と Wantip-ukur (Turari の息子たち)	耕地 (「王宮の大きな単位」で測って)[x] + 1 GIŠ.APIN	大麦 6 ANŠE (504 l.), 羊 2 頭, 山羊 2 頭
JEN 915	ŠHašip-kiaša ([A]r ² -Šimika の娘)	耕地 (「大きな単位」で測って)[x]ANŠE	[…]

JEN 68⁷³⁾によると、Tehip-Tilla の孫 Enna-mati が、Ithišta の息子 Hišmeya と Enna-milki の娘 ŠUššen-naya の共同所有地であった耕地 1 ANŠE 6 GIŠ.APIN (2.88ha) を受け取った。Enna-mati は、それと引き換えに、織物、革製の *zianatu*-ベッドカバー、羊 5[+x]頭を支払った。

このような現象は下記の例のように、Tehip-Tilla の家族以外でも見られる。

- EN 9/1 3: […]の娘 ŠHumere は Ar-tirwi の息子 Zike を養子にし、1/3 マナの銀と引き換えに 2 ANŠE (3.6ha) の耕地を彼に与えた。
- EN 9/1 9: Eniya の娘 ŠMi[…]が Ar-Teya の息子 Kawin-nanni を養子にし、彼に Anzukalli 町にある家を与えた。
- EN 9/1 14: Ehliya の息子 Uthapše と ŠAkamme が Akkuya の息子 [I]thiya を養子にし、銀 15 シェケルと引き換えにヌジにある家を彼に与えた。
- EN 9/3 60: 粘土板は大分破損しているが、Hutanni と ŠUrriyaše が養父母で、動産と引き換えに耕地を譲渡したようである。
- HSS 9 116⁷⁴⁾: […]の娘 ŠTulpun-naya が Katiri の息子 Akuya を養子にし、銀 6 シェケルと引き換えに耕地[x] + 1 *awiharū* を彼に譲渡した。
- TCL 9 17⁷⁵⁾: Takuya の [娘あるいは妻] ŠSurkuya が Aratya の息子

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

Šehel-Teššub を養子にし、彼女が以前に Takuya からもらっていた 6 ANŠE (10.8ha) の耕地を彼に与えた。その見返りの品々の中には、織物や金の象嵌が施された銀の胸飾りなどがあった。これは、Šurkuya と Takuya の間の血のつながりがどうであれ、男性から財産を受け取った女性が、それを他の男性に譲渡しているもう1つの例である。

- 遺言書 HSS 19 16⁷⁶⁾の中で、遺言者 Hanaya が、自分の息子のひとり Enna-mati が Bēliššēri という女性に養子にされたことに言及している。その際に彼はヌジにあった nu-nakkatu 地所を入手したようである。

4.3. 養女となった後に養母となった女性の場合

JEN 160⁷⁷⁾で、3名の男性—[Wa²]ntiya の息子である Ehli-Teššub と Unap-tae, Uita の息子 Pui-tae は、Uita が以前 Mattiya という女性を養女にし、櫓のある 5 ANŠE 8 GIŠ.APIN (10.44ha) の土地、果樹園、および焼成煉瓦で作られた井戸を譲渡した。その後、Mattiya は Puhī-šenni を養子にし、これらの財産を彼に与えた。ひとりの女性が、養子縁組に伴う土地譲渡の連鎖のなかで、その輪の1つとなりえた。

5. 抵当に入れられた土地：*tidennūtu* 契約

tidennūtu は、債権者が担保をとる、しばしば複数年にわたる貸付契約である⁷⁸⁾。担保は、借金が返されない限り債権者のために働く人間、あるいは、そこからの生産物が債権者の利益になる土地のいずれかであった。女性たちは、債権者として、あるいは、債務者としてそれらの契約書に現れる。

5.1. 女性の債権者

ヌジの神殿で見つかった2枚の *tidennūtu* 契約書 (EN 9/3 202 と 216) は、Ithip-ukur の娘 Šurkuya によって承諾された貸付けを記録している。Šurkuya が EN 9/3 202 では、大麦 20 ANŠE (16801) とエンマー小麦 2 ANŠE (1681), EN 9/3 216 では、大麦 20 ANŠE (16801) を貸付けた。債務者たちは、それぞれ 2 ANŠE (3.6ha) の耕地を 5～6年の間契約した。

これら2枚の粘土板文書は、Šurkuya が経済的に自立していたことを示している。彼女には大量の穀物があって、それが、彼女がある特定の期間耕地を抵当に取ることを可能にした。おそらく、期限までに穀物が支払われなかった場合には、彼女は耕地を手元に残し、その所有者になることができたと考えられる。

5.2. 女性の債務者

反対に、女性が耕地を抵当に入れることもあったが、それは、女性がその土地の所有権を有していたことを示すものでもある。

JEN 781⁷⁹⁾ は、Hanaya の妻 ʿHušhušu が 8 ANŠE (14.4ha) の耕地を Šurki-Tilla の息子 Tarmi-Tilla の抵当に入れたことを記録する。Tarmi-Tilla は ʿHušhušu に 2 マナ (1kg) の羊毛を含む様々な物を貸付けていて、彼女が耕地を抵当から出すには、それらを支払う必要があった。

JEN 840 は、Kerar-Tilla の息子 Tupki-šenni と Kerar-Tilla の妻 ʿAzuli (おそらく未亡人とその息子) が、ヌジにある 4 ANŠE (7.2ha) の耕地を Tiša [m-mušni] の息子 Hut-Arraphe の抵当に入れたことを記録する。

6. 「本当の」養子縁組

土地、あるいは少なくとも土地の登記証書を譲渡するために考案された養子縁組契約と並んで、数はきわめて少ないが、個々人の間で家族関係を

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

作り出す養子縁組があった⁸⁰⁾。養い親が養子に財産を譲渡する一方、養子は養い親が死ぬまで面倒を見て、その葬儀を行うことを約束する、終身年金の一種とみなされるものもある。これらの契約書の条項は、それぞれのケースがある特定の状況に対応しているため、かなり多様性に富んでいる。

女性が男性を養子に取って、養子に財産を譲渡した契約は4つある。そのうちの1つ（Gadd RA 23 No. 9）には、動産のみが言及されているが、他の2つ、もしくは3つは不動産が関わっている。

- HSS 19 49: 養母^fTuppaya は養子の Enna-pali に耕地 1 ANŠE（1.8ha）を譲渡した。Enna-pali は^fTuppaya の娘と結婚し、彼らの息子たちが結婚するまで彼女の家に住まなければならない。^fTuppaya は寡婦であったと考えられる。娘婿になる男性を養子に迎えることは、彼を家族のメンバーにすると同時に家の耕地を守ることに繋がった。
- JEN 18 // 405⁸¹⁾: Hašiya の娘^fMattiya が Puhi-šenni の息子 Tehip-Tilla を養子にし、彼に 7 ANŠE（12.6ha）の耕地と櫓（*dimtu*）を譲渡した。それと引き換えに彼女は、生涯 Tehip-Tilla に扶養され、彼の家にその家族と共に住んだ。
- HSS 19 36+EN 10/3 286⁸²⁾: ^fUlulitu は Urhiya に財産のリストを与えたが、その内容は、粘土板文書の破損のため失われてしまった。しかし、「財産」を意味する *maršūt*[a⁷] という単語が破損に続く箇所に残っているので、その失われた部分には耕地や家屋等の不動産が列挙されていたと考えられる。

7. 土地を所有していたその他の女性たち

女性たちが土地を手放す時、彼女たちがどのようにしてその所有権を得たかはまれにしかわからない。しかも、所有権を得る方法は複数あった。また、土地の譲渡への言及はないが、財産を所有している女性たちが存在

した。そのような女性のひとりが、AASOR 16 87 の文書から土地の所有者として知られている Tehip-Tilla の義理の娘「Uzna であった。「大麦 5 ANŠE (420 1) が「Uzna の耕地 5 ANŠE (9ha) 分の種子として Kipali に与えられた。「Uzna の耕地はパートナーシップで耕作されており、Kipali はそれを (他人に) 与えることはできない。Kipali の印章。」Kipali はおそらく耕地の耕作者で、「Uzna と契約を結んでいた。しかも「Uzna は種子のため的大麦を与えている (HSS 13 267)。彼女はまた、エンマー小麦の貸付け (HSS 13 55) と 56 ANŠE (4704 1) を上回る小麦の貸付け (HSS 14 558) の債権者でもある。彼女が所有する穀物は、彼女の土地で収穫されたものと考えられる。

また、耕地に関わる取引において、隣人に言及する文書は非常に多い。土地所有者の名前の中に女性の名前が見出されることは確かであろう。しかし、ヌジ文書出版の現状では、そういった研究は不可能と言ってよい。そのためにはコーパスのデジタル化とデータベースが必要である。

結 論

ほとんどが男性にしか関係しない既知の取引の総計と比べると、女性の不動産所有者の例は少数にとどまる。しかしながら、それはとるに足りない実践でもなく、例外的な事象であるとも思われない⁸³⁾。女性たちは、様々な状況のもとで土地を受け取ったり手放したりした。彼女たちは、家族集団の外で、そういった取引をすることができたのである。大抵の場合、彼女たちは父親や夫、あるいは息子に依存せず、ひとりで行動している。さらに一部の富裕な女性たちは、広大な土地を集め、かなりの量の穀物を所有していたようである。

従って、土地、ひいては生産手段 (少なくとも耕地と果樹園の場合において) の所有者としての女性の重要性は、アラブハ王国の経済のなかで無

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）
視できない。

他方、土地の運用についての情報はほとんど見当たらない。女性たちも、男性の土地所有者の大半と同様に、自分で耕地を耕したり、果樹を栽培したりすることはなかったと思われるが、他の文書群とは違って、土地の賃貸契約書はほとんど確認されていない⁸⁴⁾。

付記：面積，容積，長さ，重さの単位

下記のインターネットのサイトを参照。

http://cdli.ox.ac.uk/wiki/doku.php?id=nuzi#units_of_surface

面積の単位

1 *hararnu* = 450m²

1 *kumānu* = 900m²

1 GIŠ.APIN (*epinnu* あるいは *awiharu*) = 1800m²

1 ANŠE (*imēru*) = 10 GIŠ.APIN = 1.8ha

容積の単位

1 SILA₃ = 0.84 l

1 BÁN = 8 あるいは 10 SILA₃ = 6.7 あるいは 8.4 l

1 ANŠE (*imēru*) = 10 BÁN = 67.2 あるいは 84 l

長さの単位

1 *ammatu* = 1 クデ（肘から中指の先までの長さ） = 50cm

重さの単位

1 GÍN = 1 シェケル = 8g

1 MA.NA = 1 マナ = 500g

*本稿は、2014年5月26日、中央大学で行った講演を基に執筆したものである。
東京でのワークショップを主催し、本稿執筆の機会を与えてくださった唐橋文教

授に感謝の意を表す。本研究は、フランス国立研究機構（ANR）と日本学術振興会による二国間事業・日仏共同研究 REFEMA (Le rôle économique des femmes en Mésopotamie ancienne / 古代メソポタミアの経済における女性の役割, 2011-2014) の一環として行われた。REFEMA 研究チームの各メンバーの研究成果は、専用サイト <http://refema.hypotheses.org/> で公開されており、研究成果報告である JOANNÈS et KARAHASHI 2014 (そこに収録された著者の論文は、本稿を短く要約したものである)、*Orient, Journal of the Society for Near Eastern Studies in Japan*, volume 51, 2016 において発表されている。また、2014年11月に行われた総括のシンポジウムの論文集が2016年に出版された (LION et MICHEL 2016)。本共同研究や総括のシンポジウムには、C. Michel (古アッシリア時代)、K. De Graef および中田一郎・中央大学名誉教授 (古バビロニア時代のシッパル文書)、J. Justel および山田雅道・中央大学兼任講師 (エマル文書)、F. Joannès (新アッシリアの文書) をはじめとする、多くの研究者が参加した。これらの研究者の論文は、上記 LION et MICHEL 2016 に収録されている。

註

- 1) この点において、女性が所有していた不動産は主に家であったことを示す古アッシリア時代の文書とは違いが見られる。ただし古アッシリアの文書は、農地所有にほとんど無関心な商人階級によって作成されたものであった (MICHEL 2016)。それに対して、古バビロニア時代には、女性が耕地を所有する場合があった (特にシッパルの「修道女／ナディートゥム *nadītum*」) については NAKATA 2016 参照。エマル (JUSTEL 2008, pp.185-221, JUSTEL 2014a), および新バビロニア時代の文書資料 (JOANNES 2014, p.27) でも同様である。
- 2) 一般的な不動産所有権に関しては、ZACCAGNINI 1984a および 1984b を参照。
- 3) PARADISE 1972 および 1980 参照。
- 4) *ana mārūti epēšu* という表現が用いられている。
- 5) LACHEMAN 1979. No. 2 は pp.116-119 および pp.133-134。JUSTEL 2014b に再録されている (翻訳は pp.132-133)。
- 6) LACHEMAN & OWEN 1981. No.6 は pp.386-387 および p.413。GROSZ 1988 に再録 (翻字は pp.267-268, 翻訳および注釈は pp.49-51)。
- 7) FINCKE 1998b, pp.381-382.
- 8) PARADISE 1980, 特に pp.193-198; GROSZ 1987; BEN BARAK 1988; BEN BARAK 2006, pp.144-148; LION 2009。
- 9) GROSZ 1987, p.83, pp.85-86; GROSZ 1988, p.50. *Sumer* 32 No. 2 に関する同様の指摘が、PARADISE 1980, p.197 においてなされている。

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

- 10) PARADISE 1987, pp.206-207.
- 11) GROSZ 1989, p.173. この状況は、紀元前2千年紀前半の古バビロニア時代、少なくともシッパルにおいても見られる。この時代も同様に、土地が息子もしくは父方の一族の男性に優先的に譲渡されたことが認められる。神殿に仕え、子供がおらず独身で過ごすナディートゥムと呼ばれる女性たちは、土地を所有したが、これは例外であった。
- 12) 相続における娘の関与に関しては、PARADISE 1980; GROSZ 1981, pp.165-169; BEN BARAK 2006, pp.150-152 参照。続く部分はこれらの研究を要約したもの。
- 13) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.35-38 参照。注釈は BEN BARAK 2006, pp.141-144。
- 14) PARADISE 1987, p.209。
- 15) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.65-67 参照。注釈は BEN BARAK 2006, pp.148-150 参照。Tamar-Tae の息子 Zike の家族に関しては MORRISON 1987, pp.181-184 参照。
- 16) ここで用いられている *ittiḥāmiš izuzzū* という定型句は、一般的に「彼らは平等に分割する」と訳される。DOSCH 1986, pp.197-198 は、この定型句 *ittiḥāmiš* は必ずしも平等な分配を示しているわけではなく、むしろ「一緒に、兄弟として」という意味であるとする。そう解釈すると、この定型句は、ここでは兄弟姉妹の間の分割に関係しているということになるだろう。娘たちは分割から締め出されていたわけではなかったが、彼女たちが遺産のどのくらいの部分を受け取ったのかは分からない。
- 17) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.173-175 参照。
- 18) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.175-177。翻訳は BEN BARAK 2006, pp.126-127 も参照。
- 19) この語に関しては SHAFFER 1964 参照。
- 20) PARADISE 1972, p.385。この家族に関しては、MORRISON 1987, pp.179-180。
- 21) 翻字と翻訳は BRENEMAN 1971, pp.60-62。
- 22) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.105-109 および GROSZ 1988, p.46, pp.201-202。
- 23) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.179-181。
- 24) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.49-52; MAIDMAN 2010, pp.176-178, No.77。注釈は BEN BARAK 2006, pp.139-141。
- 25) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.40-47, 注釈は BEN BARAK 2006, pp.134-138。この件に関する一連の文書については GROSZ 1981, pp.166-167; BEN BARAK 1988, pp.90-91 も参照。
- 26) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.155-158。
- 27) この一族の内部での複雑な養子縁組の戦略に関しては、CASSAN 1994 (表 1a-

- 1d と 3a-3b, pp.132-133), および LION 2004, pp.564-566 参照。
- 28) HSS 19 23 (PARADISE 1972, pp.158-160) は非常に破損しているため、ここでは扱わない。これは複数の女性に関係する遺言書のようなものである。彼女たちのひとり「Minen-naya は、彼女の「耕地」, 「家」, 彼女のものであるすべてに言及している (ll. 16-17)。彼女はそれらを「Tadumi」という女性と、名前が破損していてわからないもうひとりの人物に譲渡している。しかし、この文書は欠落が多すぎて、関係するさまざまな人物たちとの血縁関係や、「Minen-naya の財産がどのように彼女にもたらされたのかを理解することは難しい。
- 29) Ar-Zizza は前出の Šennima の兄弟である (本稿 § 1.2.3., 注 26 参照)。
- 30) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.70-73。姉妹たちに関しては CASSAN 1994, p.135, 注 7。
- 31) この語に関しては WILHELM 2005 参照。
- 32) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.177-179。
- 33) 翻字と翻訳は PARADISE 1972, pp.120-123。注釈は、YAMADA 2014, p.178, 注 41。
- 34) HSS 19 26+HSS 19 34+EN 9/1 241+「粘土製ブツラ (封泥)」No. 623+624+561。FINCKE 1998a の粘土板文書接合および翻字による。WILHELM 2002 において、さらに NTF-P 236 の破片がこれに接合された。
- 35) この点に関しては JUSTEL et LION 2013 (および JUSTEL et LION 2014 に掲載の要約) を参照。ここでは研究の全てではなく、土地に関する我々の結論のみを引いておく。また、BRENEMAN 1971, pp.267-268; PARADISE 1980, pp.204-205; GROSZ 1981; 1983; 1989; WESTBROOK 1993-1997, pp.278-279; PFEIFER 2009, pp.397-399 も参照。
- 36) ll. 5-6: *it-ti tuṣ-pi-šu-ma ù it-ti A.ŠÀ ša pi-i tuṣ-pi*。
- 37) HSS 5 76 に関しては Speiser 1928-1929, pp.26-27 参照。Gadd RA 23 No. 31 と HSS 76 に関しては GORDON 1936, p.158 参照。Gadd RA 23 No. 31 と SCCNH 7 6 に関しては FINCKE 1995, p.36 (Speiser の研究を参照している) および FINCKE 2012, p.122 (注 28) 参照。
- 38) 翻字と翻訳は BRENEMAN 1971, pp.193-195。翻字は DOSCH 1976, pp.126-127 (No. 85)。
- 39) 翻字と翻訳は BRENEMAN 1971, pp.63-65。
- 40) 翻字と翻訳は BRENEMAN 1971, pp.190-193。
- 41) 粘土板文書の接合と翻字は FINCKE 1999。
- 42) 翻字と翻訳は BRENEMAN 1971 pp.177-179; GROSZ 1988, pp.221-223 および pp.140-141。
- 43) 粘土板文書の接合と翻字、翻訳は FINCKE 1995, p.35-36。J. Fincke はこの粘土板文書を Gadd RA 23 No. 31 と比較しており、これを参考にして、J. Justel は、

ヌジとアラブハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）

校合の後、5行目を Gadd RA 23 No. 31 と同様 [*ana mul*] *ūgūti* と読んだ。

- 44) LION 2015。
- 45) 翻字、翻訳は BRENNEMAN 1971, pp.120-123。翻字 DOSCH 1976, pp.128-129 (No.86)。研究は ASSANTE 1998, pp.19-22。
- 46) 翻字、翻訳は KOLINSKI 2001, p.114。II.12-18 の翻字は FADHIL 1983, p.38。王家の印章に関しては STEIN 1993, p.184 を参照。
- 47) STEIN 1993, pp.27-28。
- 48) この手紙に関する豊富な参考文献は、MAIDMAN 1987, p.333 に集められている。この手紙の日付と、それによるヌジ文書の年代決定に関しては、STEIN 1989 参照。
- 49) 例えば HSS 14 4, 111 および 231。
- 50) ^fTulpun-naya の関連文書の研究については ABRAHAMI et LION 2012 参照。
- 51) FINCKE 2010 は、売買を記録する粘土板文書を集めている。それらのうちの1つ（HSS 19 74）では、もしかすると女性が売り手かもしれないのだが、文書の破損のため確かではない。
- 52) FINCKE 2012。このタイプの養子縁組に関する最近の概説と参考文献に関しては JUSTEL 2016 を参照。
- 53) この点に関する参考文献については MAIDMAN 1976, p.363（注 385）参照。
- 54) FINCKE 2012 参照。
- 55) ^fWinnirke に関しては MAIDMAN 1976, pp.151-153。
- 56) この文書は CASSIN 1938, pp.195-196 に翻字・翻訳されている。
- 57) ZACCAGNINI 1979 参照。
- 58) 翻字・翻訳は GORDON 1935a, p.126（Text IX）。
- 59) ABRAHAMI et LION 2012, pp.18-23（特に小さい果樹園の面積の計算に関して）、および本稿 § 2.2 参照。
- 60) その場所については FINCKE 1993, pp.290-292 参照。
- 61) MAIDMAN 2010, p.260, 注 256 によると、Puhī-senni と ^fWinnirke の同名の息子 Tēhip-Tilla とは異なる人物。
- 62) HSS 14 110 と 112 は王宮の部屋 K 32 から出土したかもしれない。しかしながら、MAYER 1978, pp.18-19 は、その部屋から出土したとされる7点の文書のうち4点は他の場所に由来するとしているので、慎重を期した方がよいであろう。
- 63) HSS 14 110 = 604; HSS 14 112; EN 9/3 50。
- 64) このテキストの翻字と翻訳は CHOW 1973, pp.64-66 および MAIDMAN 2010, pp.216-219, No. 93 参照。
- 65) このテキストの翻字と翻訳は CHOW 1973, pp.67-69 参照。
- 66) EN 9/3 52 の翻字は、OWEN 1995, pp.94-95 参照。EN 10/1 21 との接合は、FINCKE 1996, pp.384, 417 においてなされた。
- 67) Atakkal は EN 9/2 53 を除く粘土板文書で言及されている（EN 9/2 53 では、耕